

敷地増

- 1 既存敷地は、次に掲げる要件に該当すること。
 - (1) 線引き前から継続して同一用途で使用されている建築物の敷地であること。
 - (2) 線引き時における第1号の建築物の敷地と同一であること。
- 2 拡張する敷地は、次に掲げる要件に該当すること。
 - (1) 既存敷地に隣接していること。ただし、隣接敷地が既に開発され拡張することが困難な場合は、この限りでない。
 - (2) 面積は、既存敷地の面積の2倍を超えないこと。ただし、拡張後の敷地の面積が500平方メートルに満たない場合は、500平方メートルを限度とする。
- 3 申請者は、既存敷地で10年以上事業を行っていること。
- 4 増築後の建築物等の用途に変更がないこと。
- 5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

注 拡張前の既存の土地は、包括承認基準2既存宅地内建物の要件を失う。